

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の項中「第十二条」の下に「及び第十三条の五」を加える。

別表第一の三埼玉県条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の項中「第二十三条第十二項」を「第三十五条の二第十二項」に改め、同表に次のように加える。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する
法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）

第十五条第一項

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項中「第十二条」の下に「及び第十三条の五」を加える。

別表第二の二埼玉県条例施行規則の項中「第二十三条第十一項」を「第三十条の二第十一項」に改め、同表に次のように加える。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する
法律施行細則

第十五条第一項

第二条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の一食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項を削る。

別表第一の二食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第一の三食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の一食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の二食品衛生法施行条例の項を削る。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の三及び別表第二の二の改正規定 公布の日

二 第一条中別表第一の一及び別表第二の一の改正規定 令和二年四月一日

三 第二条の規定 令和二年六月一日

2 第二条の規定による改正前の知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一の一（食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項に係る部分に限る。）、別表第一の二（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）、別表第一の三（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）、別表第二の一（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）及び別表二の二（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）の規定は、令和三年五月三十一日までは、なおその効力を有する。